

# 商品概要説明書

## 定額式「こどもつみたて」定期積金

(令和8年4月1日現在)

商品名	・定額式「こどもつみたて」定期積金
ご利用いただける方	・お申込日に18歳以下のお子さま ※契約者（口座名義人）はお子さまご本人となります。 未成年者は原則、親権者等の代理によるお手続きが必要です。
期間	・2年以上5年以下
払込方法 (1) 払込方法	・お子さまご本人の普通貯金口座からの自動振替による払込に限ります。 ・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 ・掛込周期は1か月のみとします。 ・増額月の設定はできません。 なお、約定掛込日に掛込金が振替元の残高を超え中止した場合は、次回以降これを含めて掛込額の単位で払込みを行います。
(2) 払込金額	・1回あたり5,000円以上15,000円以下（契約者一人当たりの限度額）
(3) 払込単位	・1円単位
払戻方法	・約定の回数掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。
給付補填金 (1) 適用利回り	・契約時の約定利回りを満期日まで適用します。 お預け入れ時の定期積金の店頭表示金利に ① 18歳以下の方は・・・・・・・・・・年0.20%上乗せ ② ①の方で、3人以上（本人含）の18歳以下の兄弟姉妹がいらっしゃる方は・・・・・・・・年0.30%上乗せ ③ ①の方で、親権者等の方が児童手当の受給者当JAに指定されている方※は・・・・・・・・年0.70%上乗せ ※児童手当の指定は、新規、受取口座変更の場合も対象となります。 <確認書類> ②の場合・・・18歳以下の兄弟姉妹の年齢・続柄を確認できる公的証明書等 ③の場合・・・児童手当の振込先に当JAを指定したことがわかる、以下のいずれかの写し（コピー） ・児童手当認定請求書（新規申請時） ・児童手当受取口座振込指定書（または口座変更届） ・その他、自治体に提出された振込先口座のわかる書類等
(2) 支払頻度	・満期日以後に一括して支払います。
(3) 計算方法	・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。
(4) 税金	・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。
(5) 金利情報の入手方法	・金利（約定利回り）は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手数料	—
付加できる特約事項	—
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息相当額とともに払い戻します。 (1) 初回掛込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率 (2) 初回掛込日から解約日までの期間が1年以上の場合 契約時の約定利回り×60% 〔ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。〕

<p>貯金保険制度 (公的制度)</p>	<p>・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または金融部(電話：083-976-6851)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所(電話：03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>山口県弁護士会仲裁センター (電話：083-922-0087)</p> <p>広島弁護士会仲裁センター (電話：082-225-1600)</p> <p>福岡県弁護士会紛争解決センター (北九州) (電話：093-561-0360) (福岡) (電話：092-791-1840) (久留米) (電話：0942-30-0144)</p> <p>東京弁護士会紛争解決センター (電話：03-3581-0031)</p> <p>第一東京弁護士会仲裁センター (電話：03-3595-8588)</p> <p>第二東京弁護士会仲裁センター (電話：03-3581-2249)</p> <p>民間総合調停センター(大阪府) (JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)</p> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</li> <li>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。</li> </ul> <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。</p>
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り(年365日の日割計算)の割合による延滞利息をいただきます。</li> <li>・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。</li> <li>・本商品は、他の贈与と合算され贈与税の対象となる場合等があります。詳しくは税務署・税理士等にご相談ください。</li> </ul>

詳しくは窓口にお問い合わせください。